

(証券コード：9107)

平成24年6月4日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番

川崎汽船株式会社

代表取締役社長 朝 倉 次 郎

第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、33頁及び34頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご一読くださいます。当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に沿って議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目6番4号 海運ビル
海運クラブ 2階・大ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第144期（自平成23年4月1日
至平成24年3月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第144期（自平成23年4月1日
至平成24年3月31日） 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役13名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎第144期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものいたします。

◎第144期定時株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の損益状況につきましては、事業報告に記載のとおり、誠に遺憾ながら大幅な当期純損失の計上のやむなきに至ったため、株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、配当金につきまして無配とさせていただきますたく存じます。

また、繰越利益剰余金の欠損を補填するため、会社法第452条の規定に基づき、下記のとおり別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 40,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 40,000,000,000円

## 第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①     | まえ かわ ひろ ゆき<br>前 川 弘 幸<br>(昭和22年8月2日) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成9年7月 当社経営企画部企画グループ部長<br>平成11年6月 当社取締役<br>平成12年6月 当社常務取締役<br>平成14年6月 当社代表取締役、専務取締役<br>平成17年4月 当社代表取締役社長<br>平成18年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員<br>平成22年4月 当社代表取締役会長、会長執行役員<br>平成23年4月 当社取締役会長（現職）                                                                                                                                                                                                                  | 241,000株       |
| ②     | あさ くら じ ろう<br>朝 倉 次 郎<br>(昭和25年7月31日) | 昭和49年4月 当社入社<br>平成12年7月 当社不定期船部鉄鋼原料グループ部長<br>平成13年4月 当社鉄鋼原料グループ長<br>平成17年6月 当社取締役、鉄鋼原料グループ長<br>平成18年6月 当社執行役員、鉄鋼原料グループ長<br>平成19年4月 当社常務執行役員<br>平成21年4月 当社専務執行役員<br>平成21年6月 当社代表取締役、専務執行役員<br>平成23年4月 当社代表取締役、副社長執行役員<br>平成23年5月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現職）                                                                                                                                                                     | 56,000株        |
| ③     | さ えき たかし<br>佐 伯 隆<br>(昭和25年8月28日)     | 昭和49年4月 当社入社<br>平成14年7月 当社コンテナ船事業グループ長<br>平成16年7月 当社経営企画グループ長<br>平成17年6月 当社取締役、経営企画グループ長<br>平成18年6月 当社取締役、執行役員<br>平成19年4月 当社取締役、常務執行役員<br>平成21年4月 当社代表取締役、専務執行役員<br>平成22年4月 当社取締役、専務執行役員兼“K”LINE AMERICA, INC. 取締役上級副社長<br>平成22年6月 当社専務執行役員兼“K”LINE AMERICA, INC. 取締役上級副社長<br>平成22年7月 当社専務執行役員兼“K”LINE AMERICA, INC. 取締役社長<br>平成23年6月 当社副社長執行役員<br>当社代表取締役、副社長執行役員（現職）<br><br>(担当)<br>社長補佐<br>ドライバルク事業部門、エネルギー資源輸送事業部門管掌 | 52,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ④         | むら 村 上 英 三<br>(昭和28年2月23日)        | 昭和50年4月 当社入社<br>平成16年7月 当社コンテナ船事業グループ長<br>平成17年6月 当社取締役、コンテナ船事業グループ長<br>平成18年6月 当社執行役員<br>平成19年4月 当社常務執行役員<br>平成21年4月 当社専務執行役員<br>平成21年6月 当社代表取締役、専務執行役員（現職）<br><br>(担当)<br>コンテナ船事業部門、港湾事業、自動車船事業部門、<br>情報システム管掌         | 73,000株                |
| ⑤         | よし 吉 だ 田 けい 圭 介<br>(昭和26年11月11日)  | 昭和49年4月 当社入社<br>平成13年7月 当社財務グループ長<br>平成18年6月 当社取締役、執行役員<br>平成21年4月 当社取締役、常務執行役員<br>平成22年4月 当社代表取締役、専務執行役員（現職）<br><br>(担当)<br>IR・広報、財務、経営企画、関連事業推進、物流事業管掌                                                                 | 29,000株                |
| ⑥         | とり 鳥 ずみ 住 たか 孝 し 司<br>(昭和26年7月8日) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成13年7月 当社経理グループ長<br>平成19年4月 当社執行役員、経理グループ長<br>平成19年6月 当社取締役、執行役員、経理グループ長<br>平成21年4月 当社取締役、常務執行役員<br>平成23年4月 当社代表取締役、専務執行役員（現職）<br><br>(担当)<br>総務、法務、人事、経理、CSR・コンプライアンス推進管掌<br>内部監査担当補佐                  | 71,000株                |
| ⑦         | さ さ き 佐 々 木 真 己<br>(昭和26年4月22日)   | 昭和49年10月 当社入社<br>平成7年10月 当社船長<br>平成13年4月 当社運航技術グループ長<br>平成15年1月 当社海事人材グループ長<br>平成16年7月 当社安全運航グループ長<br>平成19年4月 当社執行役員<br>平成21年4月 当社常務執行役員<br>平成21年6月 当社取締役、常務執行役員<br>平成24年4月 当社取締役、専務執行役員（現職）<br><br>(担当)<br>船舶部門、技術、環境管掌 | 40,000株                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ⑧         | ナギ 鈴木 俊幸<br>(昭和34年2月22日)                    | 昭和56年4月 当社入社<br>平成18年4月 当社コンテナ船事業グループ長<br>平成20年4月 当社執行役員<br>平成23年4月 当社常務執行役員<br>“K” LINE PTE LTD Director (現職)<br>平成23年6月 当社取締役、常務執行役員 (現職)<br><br>(担当)<br>IR・広報、情報システム、経営企画、関連事業推進、物流事業、<br>調査担当 | 43,000株                |
| ⑨         | やま ぐち たか し 志<br>(昭和34年1月31日)                | 昭和56年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社自動車船事業グループ長<br>平成20年4月 当社自動車船営業グループ長<br>平成21年4月 当社執行役員<br>平成23年6月 当社取締役、執行役員 (現職)<br><br>(担当)<br>総務、法務、人事、CSR・コンプライアンス推進担当                                              | 15,000株                |
| ⑩         | とり やま ゆき お 夫<br>(昭和34年11月10日)               | 昭和58年4月 当社入社<br>平成22年4月 当社港湾事業グループ長<br>平成23年4月 当社執行役員、経理グループ長<br>平成23年6月 当社取締役、執行役員、経理グループ長<br>平成24年4月 当社取締役、執行役員 (現職)<br><br>(担当)<br>経理、財務担当                                                     | 21,000株                |
| ⑪         | ※ あり さか しゅん いち 一<br>有 坂 俊 一<br>(昭和33年9月24日) | 昭和57年4月 当社入社<br>平成21年4月 当社造船計画グループ長<br>平成22年1月 当社技術グループ長<br>平成24年4月 当社執行役員、環境推進室長 (現職)<br><br>(担当)<br>技術、環境担当                                                                                     | 9,000株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ⑫         | <p style="text-align: center;">やぶ    なか    み    と    じ<br/> <b>  菽    中    三    十    二</b><br/> (昭和23年1月23日)</p>    | <p>昭和44年4月 外務省入省<br/> 昭和61年8月 同省経済局国際機関第二課長<br/> 昭和62年11月 同省北米局北米二課長<br/> 平成2年9月 国際戦略問題研究所（IISS）主任研究員<br/> 平成3年9月 在ジュネーブ代表部<br/> 平成6年4月 外務省大臣官房総務課長<br/> 平成8年7月 同省総括審議官<br/> 平成9年8月 同省アジア局審議官<br/> 平成10年10月 在シカゴ総領事<br/> 平成14年12月 外務省アジア大洋州局長<br/> 平成17年1月 同省外務審議官（経済）<br/> 平成19年1月 同省外務審議官（政務）<br/> 平成20年1月 同省事務次官<br/> 平成22年8月 同省顧問（現職）<br/> 平成22年10月 株式会社野村総合研究所顧問（現職）<br/> 立命館大学特別招聘教授（現職）<br/> 平成23年6月 当社社外取締役（現職）</p>                                                                                                                                               | 1,000株                 |
| ⑬         | <p style="text-align: center;">きの    した    えい    いち    ろう<br/> <b>※ 木    下    榮    一    郎</b><br/> (昭和16年8月30日)</p> | <p>昭和39年4月 日本銀行入行<br/> 平成4年2月 同行名古屋支店長<br/> 平成6年3月 同行営業局長<br/> 平成8年2月 同行理事、大阪支店長委嘱<br/> 平成10年9月 NTTシステム技術株式会社顧問<br/> 平成10年12月 株式会社ボストンコンサルティンググループ特別顧問<br/> 平成11年11月 NTTシステム技術株式会社取締役会長<br/> 平成13年5月 名古屋鉄道株式会社顧問<br/> 平成13年6月 同社専務取締役、鉄道事業本部長委嘱<br/> 平成14年6月 同社取締役副社長<br/> 平成16年6月 名鉄運輸株式会社社外監査役<br/> 平成17年6月 矢作建設工業株式会社社外監査役<br/> 平成17年10月 名古屋鉄道株式会社取締役社長<br/> 平成20年6月 名鉄運輸株式会社取締役<br/> 中部日本放送株式会社社外取締役<br/> 平成21年6月 名古屋鉄道株式会社取締役会長<br/> 矢作建設工業株式会社社外取締役<br/> 平成22年6月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社<br/> 社外監査役（現職）<br/> 平成23年6月 農林中央金庫経営管理委員（現職）<br/> 名古屋鉄道株式会社取締役相談役（現職）</p> | 0株                     |

（※は新任取締役候補者です。）

- (注) 1. 取締役候補者木下榮一郎氏は、農林中央金庫の経営管理委員を兼職しており、当社は同金庫から金銭の借入を行っておりますが、同氏が務める経営管理委員は融資の決定に関与していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しております。他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藪中三十二氏及び木下榮一郎氏は、社外取締役候補者であります。当社は、藪中三十二氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。また、本議案をご承認いただけることを条件として、木下榮一郎氏を独立役員として指定し、各証券取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者藪中三十二氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識等を当社の経営に活かしていただくため、また社外取締役候補者木下榮一郎氏は、金融機関における長年の経歴に基づく豊富な金融知識と、長年の経営者としての経験と幅広い知識と見解を当社の経営に活かしていただくため、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 藪中三十二氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 木下榮一郎氏は名古屋鉄道株式会社の取締役を兼職しておりますが、平成24年6月中に開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって、同社の取締役を退任する予定です。
6. 当社は藪中三十二氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続するとともに、新たに木下榮一郎氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。

社外取締役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金100万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。



### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 渡邊文夫氏及び重田晴生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①     | わた なべ ふみ お夫<br>渡 邊 文 夫<br>(昭和25年3月15日) | 昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行入行<br>平成12年6月 同行執行役員業務運営室長<br>平成13年9月 同行執行役員<br>平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員<br>平成17年10月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント<br>取締役社長<br>平成20年6月 当社社外監査役(現職)                                                                                                      | 24,000株        |
| ②     | しげ た はる お生<br>重 田 晴 生<br>(昭和16年5月14日)  | 昭和54年4月 神奈川大学法学部教授<br>平成9年6月 神奈川大学法学研究所所長<br>弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>平成12年4月 青山学院大学法学部教授(至平成17年3月)<br>平成12年9月 中国・大連海事大学客員教授<br>平成15年11月 弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所弁護士<br>(現職)<br>平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授<br>平成21年4月 青山学院大学法学部教授<br>当社社外監査役(現職)<br>平成22年4月 青山学院大学名誉教授 | 11,000株        |

- (注) 1. 監査役候補者重田晴生氏は弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所の弁護士を兼職しており、当社と同弁護士法人とは業務上の取引がありますが、同氏は当社依頼案件に関与していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しております。渡邊文夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊文夫氏及び重田晴生氏は、社外監査役候補者であります。当社は、重田晴生氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
3. 社外監査役候補者渡邊文夫氏は、大手銀行の役員、他社の社長として培ってきた企業経営等の豊富な経験と見識を当社の経営全般の監視に活かしていただくため、また社外監査役候補者重田晴生氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、大学教授・弁護士として企業法務に精通されており、その豊富な知識と見識を当社の監査に活かしていただくため、当社社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 渡邊文夫氏及び重田晴生氏は現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ4年及び3年2ヶ月となります。
5. 当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
- 社外監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金100万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、株主共同の利益を害すると判断される買収行為への対策として、平成21年4月27日開催の取締役会決議及び平成21年6月24日開催の当社第141期定時株主総会における株主の皆さまのご承認に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）を更新しております。現対応方針の有効期間は、本総会終結の時までとしておりますので、現対応方針に所要の変更を行ったうえ、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」について、承認することをお願いするものであります（本議案で承認をお願いする対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の内容につき、現対応方針からの主な変更点は、以下のとおりです（なお、詳細については、B. 以下をご参照ください。）。

- ・買付者等による必要情報の提供期間の上限を、60日間と規定しました。
- ・独立委員会の要請に基づく取締役会の情報提供期間及び独立委員会の検討期間の上限を、併せて120日間と明確に規定し、また取締役会の情報提供期間の満了をもって、独立委員会の検討期間が開始する旨を明確に規定しました。
- ・新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の際の基準となる「新株予約権の無償割当ての要件」について整理を行い、その範囲を明確化いたしました。
- ・株主・投資家の皆さまが不測の損害等を受ける事態を回避する観点から、無償割当て実施の決議後に、無償割当ての効力を生じさせないこととする場合の要件を整理し、また、一度割当てた新株予約権を無償取得することはできないようにいたしました。

なお、社外監査役を含む当社監査役5名は、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べています。

#### A. 提案の理由

当社グループの事業は、外航海運業を中心として、船舶の売買、港湾運送事業、損害保険代理業及び仲介業、情報処理、不動産の売買及び賃貸借、労働者の派遣等幅広い範囲に及んでいます。また、当社は、企業価値・株主共同の利益に資する様々な取組みを実現しています。中長期的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等、当社を巡るステークホルダーとの間に築かれた関係への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆さまが将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。

従って、当社は、日頃より当社株式の適正な価値がいかなるものであるかについて株主及び投資家の皆さまにご理解いただくためのIR活動を行っています。しかし、突然買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）から買付等（下記B. 2「本対応方針に係る手続」（1）において定義されます。以下同じです。）の提案を受けた場合に、株主の皆さまが、これらの当社事業の状況及び当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、並びに具体的な買付等の条件・方法を十分に理解されたうえで、当該買付等に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆さまがかかると買付等に応ずるか否かのご判断を適切に行うためには、買付者等から提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取

締役会から提供される情報並びに当該買付等に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆さまに対して提供されることが必要となります。これに加えて、株主の皆さまがそれらの情報を咀嚼するための必要かつ十分な時間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の観点から買付等の条件・方法等を変更・改善させる必要があると判断する場合には、買付者等と交渉をするとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えていますので、そのために必要な時間もまた確保されるべきと考えます。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、買付等が当社に与える影響や、買付者等が有する、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等との関係についての方針、あるいは買付者等が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料となります。

当社取締役会は、買付者等の有する買付等後の当社の基本的な経営方針を含め当該買付等の条件・方法等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かを速やかに評価・検討し、当該買付等が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的とする等、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす場合、あるいは株主の皆さまに当社の株式の売却を事実上強要するおそれがある場合、又は、株主の皆さまを当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する場合には、当該買付等に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要があるものと考えます。従って、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を促すために、株主の皆さまの承認を条件として、現対応方針を一部変更したうえで更新することといたしました。本対応方針は、現対応方針と同様、買付等を行おうとする買付者等に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない買付者等に対して、又は当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を行い又は行おうとする買付者等に対して、対抗措置を発動できることとしています。かかる手続を経ることにより、当社株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、買付者等の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります(インフォームド・ジャッジメント)。

## B. 提案の内容(本対応方針の内容)

### 1 本対応方針の概要

#### (1) 目的

本対応方針は、上記Aにて詳細を記載したとおり、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

## (2) 本対応方針に係る手続の設定

本対応方針は、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆さまに当社経営陣の見解や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行ったりしていくための手続を定めています(下記2「本対応方針に係る手続」をご参照ください。)

## (3) 独立委員会の勧告に基づく新株予約権の無償割当て

買付者等が本対応方針において定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合(その詳細については下記3「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照ください。)には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められない旨の「行使条件」及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨を含む「取得条項」が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。その詳細は下記4「本新株予約権の無償割当ての概要」をご参照ください。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法(会社法第277条から第279条)により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程(その概要については別紙1「独立委員会規程の概要」をご参照ください。)に従い、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしています。

また、これに加えて、独立委員会が、株主総会を招集し株主の皆さまの意思を確認することが相当であるとしてその旨当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会がかかる株主総会を招集するものとしております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

## 2 本対応方針に係る手続

### (1) 対象となる買付等

本対応方針では、本新株予約権は、以下①又は②に該当する行為(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- ①当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる行為
- ②当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (2) 買付者等に対する情報提供要求

上記(1)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、まず当社に対して、以下(ア)ないし(ク)各号に定める事項に関連する、買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を、当社の定める書式により提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するとともに、

買付説明書の記載内容が、本必要情報として不十分、あるいは株主の皆さまのご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。当該回答期限は買付説明書を受領した日から起算して最長60日の期間（以下「必要情報提供期間」といいます。）とします。

- (ア) 買付者等及びそのグループ(共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況等を含みます。)
- (イ) 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- (ウ) 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容、そのうち少数株主に対して分配される相乗効果の内容を含みます。)
- (エ) 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (オ) 買付等の後の当社株券等の保有方針、処分方針及び議決権行使方針
- (カ) 買付等の後の当社の基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (キ) 買付等の後における当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等当社の利害関係者の処遇方針
- (ク) その他買付等の内容の検討等のために合理的に必要な情報

なお、独立委員会は、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(4)(ア)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

### (3) 買付者等からの情報の独立委員会による検討

#### (ア) 当社取締役会に対する情報提供要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書(上記(2)に基づき、本必要情報として情報の追加提出が求められた場合には、当該情報を含みます。)の提出が十分になされた独立委員会が認めた場合又は必要情報提供期間が満了した場合のいずれか早い時点で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(30日以内とします。以下「取締役会情報提供期間」といいます。)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。)、その根拠資料、及び代替案その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を速やかに提示するように要求することがあります。

#### (イ) 独立委員会による検討作業

買付者等及び(当社取締役会に対して上記(ア)のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含みます。)の提供が十分になされた独立委員会が認めた場合又は必要情報提供期間及び取締役会情報提供期間が終了した場合のいずれか早い時点で、独立委員会は、最長60日間の検討期間(ただし、下記(4)(ウ)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をそ

の決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討等を行います。独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通じて間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当該買付者等と協議を行うものとし、また、株主の皆さまに対して当社取締役会による代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、直接又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、独立委員会検討期間において、当社取締役会が、買付者等に対し、検討資料その他の情報提供を求めた場合も同様とします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

#### (ウ) 株主に対する情報開示

独立委員会は、直接又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出があった事実とその概要を速やかに開示いたします。また、本必要情報その他の情報についても、独立委員会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で株主の皆さまに対する情報開示を行います。

### (4) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(ア)から(ウ)に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記(ウ)に従い、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集を勧告するものとします。

#### (ア) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(2)及び(3)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議の結果、買付者等による買付等が別紙2「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

#### (イ) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議の結果、買付者等による買付等が別紙2「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が別紙2「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、当社取締役会に新たに勧告することができるものとします。

(ウ) 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議、代替案の検討等に必要とされる範囲内（ただし、上限を30日間とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うものとします。

(5) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から株主総会の招集を勧告された場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、必要な手続を取るものとします。当社取締役会は、当該株主総会の決議内容に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うものとします。買付者等は、本対応方針に係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議又は株主総会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(注)

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更あるいは旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下別段の定めがない限り同じです。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じです。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みま

す。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。具体的には、株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注7.において同じです。）の買付け等を行う者と特別の関係にある者（①株式の所有関係（i）共同して当該株券等を取得、譲渡する者、（ii）発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者（同調者）、（iii）買付け後に相互に株券等を譲渡又は譲り受けることを合意している者）、②親族関係、③政令で定める者（投資信託の受益証券を持った者））。以下別段の定めがない限り同じです。

8. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下別段の定めがない限り同じです。

### 3 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が別紙2「新株予約権の無償割当ての要件」記載の要件のいずれかに該当する場合、上記2「本対応方針に係る手続」（5）に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施します。なお、上記2「本対応方針に係る手続」（4）のとおり、別紙2「新株予約権の無償割当ての要件」に記載する要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

ただし、本新株予約権の無償割当ての基準日の4営業日前の日以前で当社取締役会が定める日までに買付者等の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合、買付者等による買付等に該当する公開買付けが開始された場合で、当該公開買付けが終了し又は撤回され、その結果、買付者等の株券等保有割合が20%以上となることなくなくなった場合、その他当該買付等による脅威がなくなったと取締役会が認めた場合には、当社取締役会は当該無償割当ての効力を生じさせないことができます。

### 4 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応方針に基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（なお、本新株予約権の詳細は、別紙3「本新株予約権の無償割当ての要項」に記載のとおりとします。）。

#### (1) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）に相当する数とします。

#### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。



(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から3か月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(9)①及び②に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(7) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>9</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>10</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥上記①ないし⑤記載の者の関連者<sup>11</sup>（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(9)①に定めるところの、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、別紙3「本新株予約権の無償割当ての要項」をご参照ください。）。

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日をもって、未行使の本新株予約権で別紙3「本新株予約権の無償割当ての要項」8.(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち非適格者に該当しない者が保有する）もの（別紙3「本新株予約権の無償割当ての要項」8.(c)及び(d)に規定される者

が保有する本新株予約権を含みます。下記②において「行使適格本新株予約権」といいます。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として取得することができます。

- ②当社は、無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会決議により別途定める日をもって、未行使の新株予約権のうち行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者及び非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できない等の一定の者の行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他取締役会が定める内容のものとします。)を対価として取得することができます。なお、当該取得の対価として現金の交付は行いません。
- ③その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙3「本新株予約権の無償割当ての要項」をご参照ください。

(注)

9. 「特定大量保有者」とは、当社が発行会社である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
10. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注10において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注10において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
11. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配する者、その者に支配されている者、若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

#### 5 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

#### 6 本対応方針の廃止及び変更等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、下記(ご参考)2(2)②(iii)記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能であります。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

(ご参考)

本対応方針の継続導入による株主・投資家の皆さまへの影響については下記1に記載のとおりです。また、当社は、本対応方針は下記2に記載のとおり合理性を備えたものと考えております。株主の皆さまにおかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認をお願いしたいと存じます。

## 1 株主及び投資家の皆さまへの影響

### (1) 本対応方針の更新時に株主の皆さまに与える影響

現対応方針の更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、現対応方針の更新時に、株主の皆さまの有する当社の株式に関わる法的権利及び経済的利益に対する直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆さまに対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆さまが、本新株予約権の行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆さまに必要となる手続」(ii)において詳述する本新株予約権の行使の手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆さまに必要となる手続」(iii)に記載する手続により、当社が本新株予約権を一斉に取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主・投資家の皆さまが株価の変動により不測の損害等を受ける事態を回避する観点から、割当期日の3営業日前の日以降における無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておらず、割当期日の4営業日前の日以前においても上記B.3に定める場合を除き無償割当ての効力を生じさせない決議を行わないこととしております。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆さまに必要となる手続

#### (i) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

#### (ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての

表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆さまにおいては、本新株予約権の行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいたうえで、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個当たりの目的である当社株式1株当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込んでいただくことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの目的である当社株式が発行されることとなります。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、本新株予約権を取得したことの対価として非適格者以外の株主の皆さまに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆さまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき本新株予約権1個当たりの目的である当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆さまには、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆さまに対して情報開示又は通知いたします。

## 2 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### (1) 基本方針の実現に資する特別の取組みについて

当社の経営計画による企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記B.)について

#### ①当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。)に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、さらに株主の皆さまのために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

②当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本対応方針は基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(ii) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新されるものであること

現対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、買付者等に対して当該買付者等が実施しようとする買付等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、更新されるものです。

(iii) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において、本対応方針に関する議案が出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、現対応方針を本対応方針に更新させていただきたく予定です。

また、上記B. 2 (5)に記載のとおり、所定の場合には当社取締役会は、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくことができるものとしています。

さらに、上記B. 5に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までの約3年間としております。また、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役の任期は1年であり、任期中差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本対応方針を廃止することが可能であり、この点においても株主の皆さまの意思が反映されることとなっております。

(iv) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針においては、上記B. 3に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、本新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(v) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針に関し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に際しての判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(現対応方針の更新後、当社社外取

締役から藪中三十二氏及び木下榮一郎氏、当社社外監査役から重田晴生氏が選任される予定で、独立委員会の委員は3名で構成する予定です。)。なお、独立委員会の各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、いずれの委員候補者も当社経営陣からの高い独立性を有しています(各委員候補者の氏名及び略歴は別紙4をご参照ください。)

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記B. 2にて記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の検討を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(vi) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記B. 6に記載のとおり、本対応方針は、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

(別紙1)

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならぬ。
- ・ 独立委員会委員の任期は平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施(株主総会を招集することを含む。)
  - ②本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないこと
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に関連して、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ①本対応方針の対象となる買付等への該当性の判断
  - ②買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討
  - ⑤直接又は取締役会を通じて間接に行う買付者等との協議
  - ⑥当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当該代替案の検討
  - ⑦独立委員会検討期間の設定及び延長
  - ⑧本対応方針の修正又は変更に係る承認
  - ⑨その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑩当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定

の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

- ・ 独立委員会は、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、必要に応じて買付者等と協議を行うものとし、また、当社取締役会による代替案の株主に対する提示を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者に出席を要求し説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、書面で意見を求めたりすること等ができる。
- ・ 独立委員会各委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上



(別紙2)

### 新株予約権の無償割当ての要件

- (1) 本対応方針B. 2「本対応方針に係る手続」(2)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他の本対応方針に定める手続を遵守しない買付等
- (2) 下記に掲げる行為その他これらに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
  - (a) 当社株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為（いわゆるグリーンメイラー）
  - (b) 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な資産又は知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先及び顧客等を買付者等又はそのグループ会社等に移譲させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (c) 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (3) 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本(3)において同じとします。）の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定しあるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
- (4) 買付等の条件（対価の価額・種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針等を含みます。）が、当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等
- (5) 買付者等による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との信頼関係、専門分野に通暁した人材等。）を不当に害することで買付者等又はそのグループ会社その他の関係者が利益を上げる態様の行為

以上

## 本新株予約権の無償割当ての要項

1. 本新株予約権の割当方法（本新株予約権無償割当）

会社法第277条、第278条及び第279条の規定により、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において割当期日として定める日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。
2. 割り当てる本新株予約権の総数  
割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）に相当する数とする。
3. 本新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日  
当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。
4. 本新株予約権の目的となる株式の種類  
本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。）とする。
5. 本新株予約権の目的である株式の数
  - (a) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。  
$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  - (b) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
  - (c) 上記(a)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (a) 各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(b)に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
  - (b) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社

取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

## 7. 行使期間

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から3か月間までの範囲で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記11. (a) 及び(b)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 行使条件

(a) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配する者、その者に支配されている者、若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

- (b) 上記(a)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載の者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
  - ② 当社を支配する意図がなく上記(a)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(a)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記(a)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
  - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
  - ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができる。ただし、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- (c) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (d) 上記(c)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- (e) 本新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (f) 本新株予約権を有する者が本8.の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

#### 9. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

#### 10. 譲渡制限

- (a) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (b) 本新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記8. (c)及び(d)の規定により本新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記(a)の承認をするか否かを決定する。
- ① 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
  - ② 譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
  - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
  - ④ 譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

#### 11. 取得条項

- (a) 当社は、無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会決議により別途定める日をもって、未行使の本新株予約権で上記8. (a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記8. (c)及び(d)に規定される者が保有する本新株予約権を含む。下記11. (b)において「行使適格本新株予約権」という。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として取得することができる。
- (b) 当社は、無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会決議により別途定める日をもって、未行使の本新株予約権のうち行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者及び非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できない等の一定の者の行使に制約が付されたもの（譲渡承認その他取締役会が定める内容のものとする）を対価として取得することができる。なお、当該取得の対価として現金の交付は行わない。
- (c) その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

12. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件に関する事項  
当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。
13. 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 法令の改正等による修正  
上記で引用する法令の規定は、平成24年5月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

(別紙4)

## 独立委員会委員の略歴

### 1. 藪中 三十二

昭和44年4月 外務省入省  
平成14年12月 同省アジア大洋州局長  
平成17年1月 同省外務審議官(経済)  
平成19年1月 同省外務審議官(政務)  
平成20年1月 同省事務次官  
平成22年8月 同省顧問(現職)  
平成22年10月 株式会社野村総合研究所顧問(現職)  
平成22年10月 立命館大学特別招聘教授(現職)  
平成23年6月 当社社外取締役(現職)

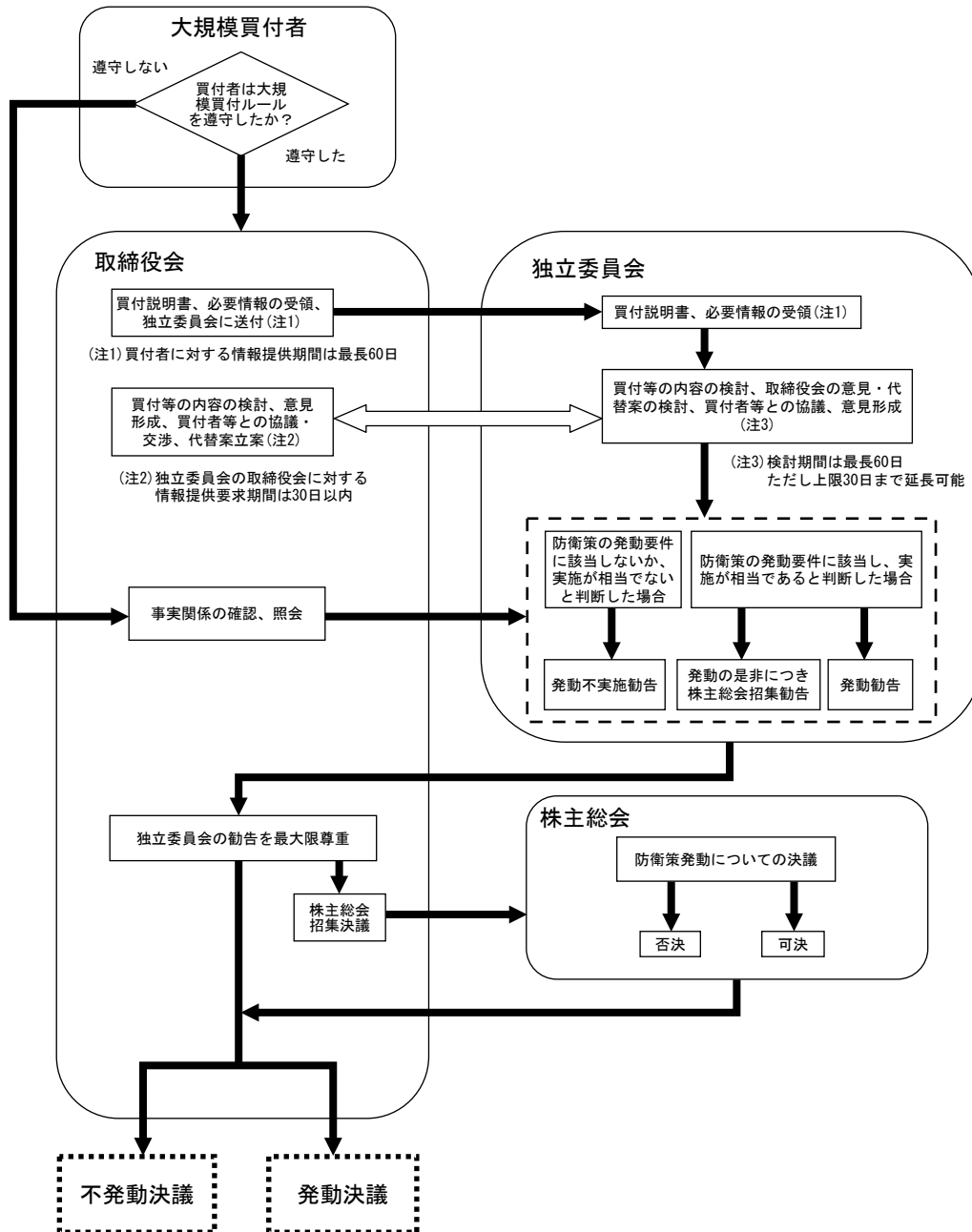
### 2. 木下 榮一郎

昭和39年4月 日本銀行入行  
平成6年3月 同行営業局長  
平成8年2月 同行理事、大阪支店長委嘱  
平成10年9月 NTTシステム技術株式会社顧問  
平成10年12月 株式会社ポストンコンサルティンググループ特別顧問  
平成11年11月 NTTシステム技術株式会社取締役会長  
平成13年5月 名古屋鉄道株式会社顧問  
平成17年10月 同社取締役社長  
平成21年6月 同社取締役会長  
平成22年6月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社社外監査役(現職)  
平成23年6月 農林中央金庫経営管理委員(現職)  
平成23年6月 名古屋鉄道株式会社取締役相談役(現職)  
平成24年6月 当社社外取締役就任予定

### 3. 重田 晴生

昭和54年4月 神奈川大学法学部教授  
平成9年6月 神奈川大学法学研究所所長  
平成9年6月 弁護士登録(第一東京弁護士会)  
平成12年4月 青山学院大学法学部教授  
平成12年9月 中国・大連海事大学客員教授  
平成15年11月 弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所弁護士(現職)  
平成17年4月 青山学院大学会計プロフェッション研究科教授  
平成21年4月 当社社外監査役(現職)  
平成22年4月 青山学院大学名誉教授

以上





平成24年6月4日

株 主 各 位

川崎汽船株式会社

### インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。  
議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

#### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成24年6月25日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

#### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとしてVer. 5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

イ. PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は米国

Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアーウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土・日・休日を除く)

#### \*機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

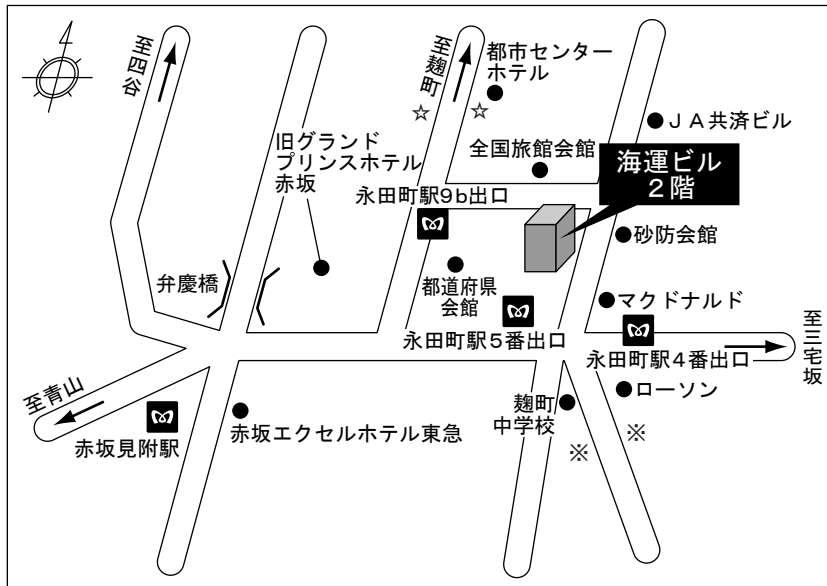


## 株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区平河町二丁目6番4号 海運ビル  
海運クラブ 2階・大ホール

交 通 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線  
永田町駅4番、5番 又は9b出口より徒歩2分  
都営バス 橋63系統 平河町二丁目バス停 (☆印)  
永田町バス停 (※印) より徒歩5分

※当日駐車場の準備はしておりませんので、ご了承くださいませよう  
お願い申し上げます。



◎紙の使用量を節減するため、本招集ご通知及び同封の「第144期報告書」をお持ちくださいませようお願い申し上げます。